

熊本県警察職員定数条例（昭和29年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「2,915人」を「2,940人」に、「227人」を「229人」に、「1,693人」を「1,708人」に、「885人」を「893人」に、「3,336人」を「3,361人」に改め、同条第2項中「2,915人」を「2,940人」に改める。

附則第5項を次のように改める。

- 5 平成16年4月1日から平成19年3月31日までの間においては、第2条第1項中「2,940人」とあるのは「2,954人」と、「110人」とあるのは「111人」と、「1,708人」とあるのは「1,716人」と、「893人」とあるのは「898人」と、「3,361人」とあるのは「3,375人」と、同条第2項中「2,940人」とあるのは「2,954人」とする。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第33号

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「第21条第1項」を「第52条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第3号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）の一部を次のように改正する。
別記第32号の5様式を次のように改める。

別記第 32 号の 5 様式 (第 22 条の 5 関係)

特別徴収義務者確認欄	
担当者名	確認年月日

ゴルフ場利用税の非課税申出書		
特別徴収義務者 様 下記のとおりゴルフ場利用税の非課税に該当しますので、熊本県税条例第67条の2の規定により申し出ます。		
利用するゴルフ場の名称		
利用年月日	年 月 日	
会員・非会員の別	<input type="checkbox"/> 会員 (メンバー) <input type="checkbox"/> 非会員 (ビジター等)	
非課税利用の区分 (該当する番号に○ を付けてください。)	1 年齢18歳未満の者の利用 (地方税法第75条の2第1号) 2 年齢70歳以上の者の利用 (地方税法第75条の2第2号) 3 障害者の利用 (地方税法第75条の2第3号) 4 国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手の利用 (地方税法第75条の3第1号) 5 学生、生徒、児童及び引率する教員の利用 (地方税法第75条の3第2号)	
提出 (提示) する 証明書類 (該当する□にレ印 を記入してください。)	非課税利用の区分	非課税利用に該当することを証する書類
	1 ・ 2	< 利用日における年齢が確認できる書類 > <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他 ()
	3	< 障害者であることを証する手帳等 > <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> その他 ()
	4	<input type="checkbox"/> 知事又は教育委員会が発行する証明書
	5	<input type="checkbox"/> 学校長等が発行する証明書
年 月 日 <div style="text-align:right"> 住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 () _____ 生年月日 年 月 日生 </div>		

備考 1 この申出書は、申出をする者が自署し、ゴルフ場を利用する日に提出してください。
 2 この申出書の提出に併せて、非課税利用に該当することを証する書類を提出 (提示) してください。提出 (提示) が ない場合は、非課税の適用が受けられませんので注意してください。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

